

令和3年度 中小規模事業者 省エネルギー対策等支援事業

相模原市では、市内の事業活動に伴う二酸化炭素排出量の削減と、再生可能エネルギー利用設備の導入を促進することを目的として、中小規模事業者(※)の皆様が計画的かつ自主的な省エネルギー対策等を支援するための事業を実施します。

経営改善と地球温暖化対策の推進のため、是非ご活用ください。

各制度の詳細は裏面をご覧ください

無料！

省エネアドバイザー — 派遣事業

省エネに関する専門家が事業所を訪問し、効果的な省エネ対策について助言を行います。また、地球温暖化対策計画書の作成に関する助言も行います。

※ この事業は、相模原商工会議所が窓口となります。

地球温暖化対策 計画書制度

計画的な省エネ対策に取り組んでいただくため、CO₂の削減目標や目標達成のための取組などに関する計画を策定し、市へ提出する制度です。

※ 任意制度であり、計画書の提出を義務付けるものではありません。

※ 中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金を申請する場合は、事前に提出が必要です。

中小規模事業者 省エネルギー設備 等 導入支援補助金

省エネ設備や太陽光発電設備の導入などに要する費用の一部(補助率 1/3 以内、上限 75 万円)を助成します。

※ 申請には「省エネアドバイザー」からの指導や、「地球温暖化対策計画書」の提出が必要です。

新型コロナウイルス感染症対策の特例制度について

新型コロナウイルスの感染リスクを低減するため「全熱交換器型高性能換気設備」の導入する事業者者に特例措置を設けました

※省エネ設備の更新と併せて、「全熱交換器型高性能換気設備」を導入する場合に限り特例が適用となります。

補助率：補助対象経費の 2 分の 1 以内 (千円未満切捨て)

上限額：112.5 万円

【特例措置の対象設備】

- 全熱交換器 (導入に当たっては、必要換気量 1 人当たり毎時 30 m³以上を確保すること)
- 熱交換率 40%以上
- 非熱交換型換気扇やインバータ制御される送風機等は補助対象外

(※)支援制度を活用できる【中小規模事業者】とは・・・

事業者全体の年間エネルギー使用量が原油換算で 1,500 キロリットル未満の事業者

※「エネルギーの使用の合理化に関する法律」及び「神奈川県地球温暖化対策推進条例」によるエネルギー使用量等の届出制度において、その届出の義務が課されない規模の事業者。

○中小企業基本法に定める中小企業者は全て中小規模事業者となります。

○「病院」「学校」「社会福祉施設」などの運営事業者も中小規模事業者に含まれます。(国、県の届出制度対象事業者を除く。)

各支援制度の概要

地球温暖化対策計画書制度

- 計画期間は3年とし、CO₂の削減目標や目標達成に向けた取組などに関する計画を作成していただきます。
- 計画書は9月末日までに市へ提出してください（補助金を申請する場合は補助申請前に提出が必要です）。
- 計画書を作成した事業者の温暖化対策への取組を広く周知するため、計画書の概要を市HPで公表します。
- 計画期間については毎年7月末までに、各年度の計画書に基づく実施状況報告書を提出していただくとともに、報告書の概要を市ホームページで公表します。

省エネアドバイザー派遣事業（窓口：相模原商工会議所 経営支援課）

市内の事業所へエネルギー管理士等の専門家を無料で派遣し、節電・省エネに関するアドバイスや『地球温暖化対策計画書』の作成に関する助言・指導等を行います。

- 対象事業者 市内に事業所を有する事業者（業種や規模などの要件はありません）。
- 派遣申込等
 - ・下記派遣申込書により相模原商工会議所へお申し込みください。
 - ・1回の派遣時間は2時間以内、1社あたり2回までの派遣となります。

中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金

「地球温暖化対策計画書」を提出した中小規模事業者に対し、省エネ設備等の導入経費の一部を補助します。

- 予算額 1,600万円 ○補助額 上限75万円（補助率1/3以内）
上限112.5万円（補助率1/2以内） ※特例措置適用の場合
 - 対象事業者 市内に事業所を有し、「地球温暖化対策計画書」を市へ提出した市民税に滞納の無い中小規模事業者
 - 対象事業
 - ・補助対象経費の総額が30万円以上で、交付決定後に工事着手し、令和4年3月15日までに設置及び支払が完了し、かつ補助事業実績報告書が提出できる事業（リースは対象外）
 - ・過去3年以内に省エネアドバイザーの派遣を受け、設置効果が認められた設備を導入する事業
 - 対象設備 高効率空調・照明設備、業務用冷凍冷蔵設備、交流電動機、太陽光発電設備、蓄電池、断熱工事
他（未使用品で事業の用にのみ供する設備が対象。居住スペース等へ導入効果が波及するものは対象外。）
※空調・照明設備等は高効率設備（トップランナー基準達成など）への更新が対象です。
※太陽光発電設備は出力50kW未満で余剰売電もしくは自家消費をするものが対象です。
※蓄電池は、太陽光発電設備と併せて導入するものが対象です。
- 対象事業者、対象設備等については他にも要件があります。市HPをご覧ください。
- 受付期間：令和3年6月7日（月曜）～9月30日（木）（先着順）

『省エネアドバイザー』派遣申込書（5/10受付開始）

申込先：相模原商工会議所 経営支援課 FAX：042-753-7637

事業所名： _____ 所在地： _____
担当者名： _____ 役職： _____
TEL： _____ FAX： _____
業種： _____ E-Mail： _____
過去、アドバイザーの活用 有 無 _____ 従業員数（パート含む）： _____
地球温暖化対策計画書の作成予定 有 無 _____ 省エネルギー設備等導入支援補助金の申請予定 有 無 _____

お問い合わせ先

相模原市環境経済局環境共生部環境政策課

相模原市中央区中央 2-11-15 TEL：042-769-8240

E-Mail：kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

省エネアドバイザーについては・・・

相模原商工会議所 経営支援課

TEL：042-753-8135